

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	岩手県大船渡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民環境課	
個人情報ファイルの利用目的	居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する記録を適正に管理するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 個人番号、5 住民票コード、6 旧氏、7 世帯主、8 続柄、9 住民となった年月日、10 住所、11 住所を定めた年月日、12 本籍、13 筆頭者、14 前住所、15 国籍・地域（外国人のみ）、16 外国人住民となった年月日（外国人のみ）、17 住民基本台帳法第30条の45の表の下欄に掲げる事項（外国人のみ）、18 通称（外国人に限る）、19 通称の記載及び削除に関する事項（外国人のみ）、20 選挙人名簿に登録されている者についてその旨、21 国民健康保険の被保険者であるものについては、その資格を取得した年月日またはその資格を喪失した年月日、退職被保険者またはその被扶養者にあつては、その旨ならびに退職被保険者等となり、または被保険者等でなくなった年月日、22 後期高齢者医療の被保険者である者については、その旨または被保険者でなくなった年月日、23 介護保険の被保険者である者については、その旨または被保険者でなくなった年月日、24 国民年金の被保険者である者については、国民年金の被保険者となりまたは被保険者でなくなった年月日、国民年金の被保険者の種別およびその変更があった年月日、基礎年金番号、25 児童手当の支給を受けている者については、その支給が始まり、または終わった年月日	
記録範囲	大船渡市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	住民異動届または戸籍届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	国、県、他市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 大船渡市総務部総務課	
	(所在地) 〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第14条第2項の規定に基づき申し出ができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	